

議案第25号

かすみがうら市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について

かすみがうら市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和4年3月24日提出

かすみがうら市長 坪井 透

かすみがうら市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

かすみがうら市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成29年かすみがうら市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「100分の127.5」を「100分の120」に、「100分の167.5」を「100分の162.5」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

（令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置）

2 令和4年6月に支給する期末手当の額は、この条例による改正後のかすみがうら市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例第8条第2項の規定にかかわらず、この規定により算定される期末手当の額（以下この

項において「基準額」という。) から、令和3年12月に支給された期末手当の額に、 $167.5\frac{1}{10}$  を乗じて得た額 (以下この項において「調整額」という。) を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

(規則への委任)

- 3 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。